

## 令和4年度財政援助団体等監査(公の施設の指定管理者)結果

- 1 実施期間** 令和4年11月7日から12月14日まで
- 2 対象とした  
事項及び範囲** 令和3年度及び令和4年度  
指定管理執行状況について
- 3 対象施設名**
- ①グループNo.13【指定管理者：ハマダスポーツ企画(株)】
    - ・清見B&G海洋センター体育館  
(清見グラウンド・清見テニスコート・清見B&G海洋センター  
プール・清見高齢者運動広場) …【担当課：スポーツ推進課】
  - ②グループNo.24【指定管理者：(社福)高山市社会福祉協議会】
    - ・高山市国府児童館 …【担当課：子育て支援課】
  - ③グループNo.37【指定管理者：桜の郷猿丸管理組合】
    - ・桜の郷荘川 …【担当課：商工振興課】
  - ④グループNo.48【指定管理者：飛騨国府観光(株)】
    - ・しぶきの湯遊湯館
    - ・四十八滝公園 …【担当課：観光課】
  - ⑤グループNo.75【指定管理者：(一財)高山市施設振興公社】
    - ・高山市政記念館 …【担当課：文化財課】

## 4 着 眼 点

指定管理執行状況について、下記を主眼として監査を実施した。

- ・指定管理者への指導監督は適正に行われているか
- ・業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか
- ・指定管理料(納入金)の支出(収入)の方法、時期、手続き等は適正か
- ・協定書(仕様書)に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか
- ・協定書に定められた報告書は適時に提出されているか
- ・施設管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか
- ・事業計画で定める管理目標は達成されているか

## 5 監査の方法

担当課から提出された資料について、書類監査を行うとともに、担当課及び指定管理者への質疑及び現地監査を実施した。

## 6 監査の結果

基本協定に係る施設の運営管理及び関連する事務事業については、概ね適正に執行されていた。なお、監査を通じ軽微な事項は口頭で指示したが、特に次の諸点については検討されたい。

### ○清見B&G海洋センター体育館・清見グラウンド・清見テニスコート

#### 清見B&G海洋センタープール・清見高齢者運動広場

清見B&G海洋センター体育館及びプールは一体の建物であるが、共通経費である管理費の電気使用料及び水道使用料について、プールには計上がなく体育館にまとめて計上していた。

高山市指定管理者制度運用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）において、共通経費は各施設の事業規模に応じた按分など合理的な方法で計算を行うとしている。

また、体育館の収支は毎年大幅な赤字となっているが、共通経費の偏った計上も赤字の一因と考えられることから、ガイドラインに基づき適正に計上されたい。

### ○高山市国府児童館

備品購入については、基本協定第19条第3項で、新たに備品を購入する必要がある場合は、市と指定管理者の協議により、市の費用で当該備品等を購入または調達するものとし、第20条では、指定管理者は独自の判断と自己費用で備品等を購入または調達し、本業務実施のために供することができるとしている。

しかし、高山市国府児童館では、洗濯機など3点の備品（購入額計121,165円）を上記の規定によらず、指定管理者の独自判断により指定管理料で購入していた。

市と指定管理者は常に情報を共有するとともに、備品を購入する際は基本協定に従い、事前に必ず双方で協議をされたい。

また、高山市児童館管理条例施行規則は、令和2年1月に改正しているが、2年半以上が経過した現在においても、市ホームページの例規集に反映されていない。調査したところ、例規の審査及び公告等を所管する総務課から委託業者に修正依頼がされていなかった。

総務課は、他にも修正漏れ等がないか確認した上で、早急に修正手続きをされたい。

## ○桜の郷荘川

桜の郷荘川（道の駅付帯施設）に対する納入金については、高山市交流促進施設（道の駅付帯施設）の設置及び管理に関する条例及び施行規則で、総売上高（消費税額及び地方消費税額を除く。）に2.5%を乗じて得た額としている。

令和元年10月に消費税法が改正され、税率が8%から標準税率10%と軽減税率8%の複数税率となったが、市は納入金について、令和3年度の年度協定締結時には収入見込額（税込み）の全額に8%の税率を、変更協定時には全額に10%の税率を適用して総売上高を算定していた。

当施設では、10%適用品と8%適用品が販売されているため、実態に即した納入金となるよう算定方法を検討されたい。

## ○しぶきの湯遊湯館・四十八滝公園

高山市税条例では、年齢12歳未満の者に対し入湯税を課さないとしており、しぶきの湯遊湯館における令和3年度の入湯税は、条例に基づき適正に徴収していた。

しかし、高山市観光施設の設置及び管理に関する条例では、小人（小学生）1回1人当たり410円（入湯税150円を含む。）としており、12歳未満の者に入湯税が課税される規定となっている。

同条例は、他の入湯税対象施設も同様の規定となっているため改められたい。

四十八滝公園は、令和3年4月の変更協定において、バンガロー10件を建物調書から削除していた。内容を確認したところ、全て平成20年度に市が老朽化により解体した建物であった。解体から十数年にわたって確認を怠り、誤った状態のまま漫然と基本協定が締結されていたことは問題である。

市と指定管理者は、毎年度施設の状況を双方で確認するなど、施設等の適正な管理に努められたい。

また、両施設において人件費が増加していたため、指定管理者に理由を聴取したところ、管理運営体制を強化するため雇用人数を増やしたとの説明であった。

市は、コロナ禍の影響による収入の減少等を考慮し、原則赤字とならないよう指定管理料を補填しているが、コロナ禍の影響ではない増加人件費を含めて補填を行っていた。

市は、指定管理者から提出される事業報告書等の精査を徹底し、業務状況の把握に努めるとともに、補填額の算定を適切に行われたい。

## む す び

市の指定管理者制度は平成 18 年 4 月に開始後、今年度で 16 年目となり、現在 240 施設に導入している。

令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症による利用者の減少や施設の休止、燃料単価の高騰といった施設運営への大きな影響を不可抗力と位置付け、その影響額を市が負担するなどの対応がとられた。

ウィズコロナ、アフターコロナを踏まえ、指定管理業務においても新たな取り組みや見直しが必要とされる中、市は指定管理者とこれまで以上に十分な意思疎通を図るとともに、対等なパートナーシップを形成し、良質で効果的な指定管理制度の運用に努められたい。